

国民スポーツ大会出場選手等への激励金贈呈規程

第1条 この規程は、国民スポーツ大会に出場する長野県選手団（長野県スポーツ協会発表）のうち、上田市に関係ある選手に対し、一般財団法人上田市スポーツ協会（以下「本協会」という。）が贈呈する激励金について、必要な事項を定めるものとする。

第2条 激励金を贈呈する対象は、次の者とする。

- (1) 上田市に居住する者。
- (2) 上田市に所在する学校・事業所及びクラブチーム等の団体に所属する者。
- (3) 上田市出身者で、長野県選手団のメンバーとなった者。
（上田市に居住していた者で、県外の大学等に在学している者）
- (4) 上田市外に居住する者であっても、上田市に所在する大学・高校等に通学している者。
- (5) 上田市外に居住する者であっても、上田市内に所在する事業所等に勤務し、本協会の加盟団体に所属している者。

第3条 激励金の金額は、次のとおりとする。

- (1) 選手 1人につき 5,000円
- (2) 団体として出場するチーム 1チームにつき 30,000円

第4条 激励金の贈呈は、原則として次により行う。

- (1) 本大会出場者には、本協会が開催する壮行会等の席上で贈呈する。
- (2) 冬季大会の出場者には、個別で贈呈する。

第5条 国民スポーツ大会以外の全国規模の大会出場に関する激励金贈呈については、会長がこれを決定することが出来る。

第6条 この規程の改廃は、総合企画委員会に諮り、理事会の決議によりこれを定める。

附 則

この規程は、昭和58年8月2日から施行する。

附 則（平成25年3月13日理事会決議）

この規程は、平成25年4月1日（一般財団法人上田市体育協会の設立登記の日）から施行する。

附 則

この規程は、平成28年10月18日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年1月14日から施行する。

附 則（令和4年3月1日理事会決議）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年2月28日から施行する。